



平成 21 年 12 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社日立システムアンドサービス
代表者名 執行役社長 林 雅博
(コード番号：3735 東証第2部)
問合せ先 法務・広報部長 安東 泰隆
(TEL. 03-6718-5750)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る承認決議並びに 全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成21年10月29日付「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」（以下「平成21年10月29日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式(下記において定義します。)の全部取得について、臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)及び普通株主様による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、下記のとおりいずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなりますので、平成22年1月26日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を株式会社東京証券取引所において取引することはできません。

また、当社は、全部取得条項付普通株式について、本日開催の取締役会で平成22年1月29日を基準日(以下「基準日」といいます。)と定め、同日最終の株主名簿に記録された株主をもって、当該株主の有する全部取得条項付普通株式を、平成22年2月1日に当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式1株につき357,000分の1株の割合をもって当社のA種種類株式を当社が交付する株主として定めることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容

当社は、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。開催の目的は、平成21年10月29日付当社プレスリリースにてお知らせしましたとおり、以下の①～③にて記載しております当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の取得について必要ご承認をいただくためであります。

①当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設いたします(定款一部変更の件(1))。

②定款一部変更の件(1)による変更後の当社定款の一部を変更し、当社の発行済普通株式に当社が株主総会の決議によってその全部を取得することを内容とする全部取得条項(以下「全部取得条項」といいます。)を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式は、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。

全部取得条項付普通株式の内容としては、当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得できるものとし、当社が、全部取得条項付普通株式を取得する場合には、当社は、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式を357,000分の1株の割合をもって交付する旨を定めます(定款一部変更の件(2))。

③会社法第171条第1項並びに定款一部変更の件(1)及び定款一部変更の件(2)による変更後の定款に基づき、当社が株主様(当社自身を除きます。以下同じです。)から当社の全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、各株主様に対して、取得の対価として全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式357,000分の1株の割合をもって交付いたします。(全部取得条項付普通株式の取得の件)

II. 当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の承認決議

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件(定款一部変更の件(1))の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

定款一部変更の件(1)は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、平成21年10月29日付当社プレスリリースの「I. 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」に記載のとおりです。

(2) 定款変更の効力発生

定款一部変更の件(1)に係る定款変更は、本臨時株主総会の承認可決をもって既に効力が発生しております。

2. 全部取得条項を付すための定款一部変更の件(定款一部変更の件(2))の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

定款一部変更の件(2)は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会の議案として付議され、承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、平成21年10月29日付当社プレスリリースの「I. 2. 全部取得条項を付すための定款一部変更の件」に記載のとおりです。

(2) 定款変更の効力発生

定款一部変更の件(2)に係る定款変更は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の承認可決により、平成22年2月1日に効力が発生します。

3. 全部取得条項付普通株式の取得の件の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会における第3号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、平成21年10月29日付当社プレスリリースの「II. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に記載のとおりです。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生

全部取得条項付普通株式の取得は、定款一部変更の件(2)に係る定款変更の効力が生ずることを条件として、平成22年2月1日に効力が発生します。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続き

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、当社は、株主様に割当てられることとなる1株未満の端数の合計数(ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。この場合の当社A種種類株式の買取金額につきましては、基準日において各株主様が保有する当社普通株式数に2,150円(株式会社日立製作所が当社の普通株式に対する公開買付けを行った際における買付価格と同額)を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に対して交付できるような価格に設定することを予定しております。

(4) 取得日

平成22年2月1日といたします。

III. 上記定款一部変更等の日程の概略(予定)

上記定款一部変更等の日程の概略(予定)は以下のとおりです。

種類株式発行に係る定款一部変更(上記の定款一部変更の件(1))の効力発生日	平成21年12月25日
整理銘柄への指定	平成21年12月25日
全部取得条項を付すための定款一部変更(上記の定款一部変更の件(2))の公告	平成21年12月28日
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の基準日設定公告	平成21年12月28日
当社普通株式の売買最終日	平成22年1月25日
当社普通株式の上場廃止日	平成22年1月26日
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の基準日	平成22年1月29日
全部取得条項を付すための定款一部変更(上記の定款一部変更の件(2))の効力発生日	平成22年2月1日
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成22年2月1日

以上